

月刊絵本『キンダーブック』発刊の背景

—日本における幼稚園の成立と関って—

棚橋美代子

(児童学科教授)

小山 明

(神戸芸術工科大学教授)

1. はじめに

本項では、『キンダーブック』創刊の背景が、日本における幼稚園成立過程の特徴と深く関わっていることを明らかにしたい。『キンダーブック』の創刊や性格を決定付けたと考えられるのは、次の3点である。

まず、第1点は日本最初の幼稚園の設立と教育令公布により、後日役に立つ就学前教育として位置づけられたことである。しかも、それはあくまで家庭教育の補完という認識であった。また教育内容は、フレーベルの教育玩具である「恩物」が中心であり、次の時代に日本の独自性が求められるようになったことである。

第2点は、日本初の東京女子師範学校附属幼稚園の規則改定(1881年)により、保育科目に「読み方」「書き方」が加えられ保育と教育が分離し、教育中心の幼稚園教育が日本における特徴となったことである。

第3点は、1926年の幼稚園令公布により保育項目に「観察」が入り、国策として科学教育の重要性が幼児教育にも定着する。一方、フレーベルの教育玩具中心教育から脱却するため、幼児の生活を中心とした「系統的保育」を考案した倉橋惣三の幼児教育論が受け入れられていく。そしてその時期と『キンダーブック』刊行とが重なっていくのである。

以上の諸条件が『キンダーブック』創刊の機運を作り上げたと考える。次に順次展開したい。

2. 東京女子師範学校附属幼稚園の開設とフ

レーベルの「教育玩具(恩物)」中心教育

①就学前教育としての幼稚園教育

1872(明治5)年8月2日に布告された「学事奨励ニ関スル被仰出書」により、日本の国民は平等に教育を受けることが出来るようになった。「学問は身を立つるの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か学ばずして可ならんや」¹⁾と規定して学問の有益性を説き教育を奨励したのである。

そしてその翌日1872(明治5)年8月3日に文部省は「学制」を布達、日本国としての教育制度の創始を見たのである。その後現実に適合させた教育制度の定着を意図し、1879(明治12)年12月9日「教育令」が公布された。

「教育令」の第1条で幼稚園を学校外の教育施設として位置づけたことにより、幼稚園は家庭教育を補完する役割を果たすべきものであるとされた。沢柳政太郎が行った「幼稚園保育及設備規程(省令案)」の趣旨説明で、彼は「幼稚園ヲ以テ教育上ノ施設ノ一部トハ認メアスケレドモ、之ヲ以テ直ニ学校1—1種類ト云フコトニ認メテ誤デハナイ」²⁾と述べている。この時期は、文部省が義務教育をすすめることを重要課題としていた時期であり、幼稚園に対する力の入れ方は薄かったのである。以降幼稚園はあくまで家庭教育の補完として位置づけられ、その位置づけは倉橋惣三ら次の幼児教育界を担う研究者・実践家たちの思想にも支えられ、戦前の幼稚園教育の性格を決定づける考えとなった。

「学制」が布達された翌年の1873(明治6)

年10月7日に、文部省は布達第125号として「幼童教育ノ為メ絵画器品班布ノ事」という文書を出している。

幼童家庭ノ教育ヲ助ル為メニ今般当省ニ各種ノ絵画玩具ヲ製造セシメ之ヲ以テ幼稚坐臥ノ際遊戯ノ具ニ換ヘ他日小学就業ノ階梯トモ相成其功少カラサルヘク依テ即今刻成ノ画四十七種製造ノ器ニ品ヲ班布ス此余猶漸次製造ニ及フヘク入用ノ向モ之レアラハ当省製本所ニ於テ払下候条此旨布達候事³⁾

この文書が出されたのは東京女子師範学校附属幼稚園創設にあたり大きな役割を果たしたといわれる文部大輔田中不二麿の力によるものである。田中不二麿は、1871（明治4）年に欧米に派遣された岩倉使節団に随行しており、帰国後に欧米から持ち帰った幼児用絵画・玩具等の翻刻・模造を行っている。それらを製造、頒布し、幼児の家庭での教育の援助と考えたのである。ここには「他日小学就業ノ階梯トモ相成其功少カラサルヘク」と記され、小学校に就学する前段階として重要であることが述べられている。小学校就学前教育が文部省内で意識されはじめたことがわかる。また、その教育の手段として「幼児用絵画・画具等」が有効であると考えていたことも明らかである。

そして1875（明治8）年12月には、京都の上京第27番組小学校（後の柳池尋常小学校）内に「幼穉遊嬉場」が創設された。「幼穉遊嬉場概則」に、次のように述べられている。

側ニ聞五洲中文運隆盛ヲ以称セラル日耳曼地方ニハ大小鬻ノ外教所ノ遊戯場アリテ学齡未滿ノ稚児ヲ出遊嬉娛樂ノ中ニ於テ發明ノ能力ヲ誘導シ多年就学ノ基ヲ立テ女師ヲシテ之レヲ教育セシムト其方法ノ善良ナル未悉サスト雖モ洵ニ羨思スル所ナリ而我柳池校ノ若キ維新以還本邦小学ノ嚆矢ニシテ其設ケ府下六十有余校ニ先チ従テ成業ノ徒モ多ク嘗テ府庁ノ恩賞ヲ蒙リ区内ノ榮トスル所ナレハ猶注意ヲ加ヘサルヘケンヤ彼我制ヲ異ニスル所アリ教育ノ方法未タ備ラサレトモ其一端

ヲ挙ケ以他日ノ大成ヲ候ツ⁴⁾

ドイツ地方の遊技場では就学前の幼児を遊びの中で考える能力を育てており、幼稚遊嬉場はそれに倣ったとしている。しかしこの施設は1年半で閉園となり遊び中心の幼稚園の芽は閉されるのである。

本格的に幼稚園教育が始まるのは1876（明治9）年に東京女子師範学校附属幼稚園が開設されてからであった。この附属幼稚園の開園式で、先述の田中不二麿は「幼穉園ハ智識ノ種子タ下スノ田圃タルヲ以テ、凡ソ保育ヲ求ムルノ児輩ハ宜ク此園ニ於テ快活ナル気力ヲ長ジ、勉メテ他日ノ良秋穫アルヲ期スヘシ⁵⁾」と述べている。幼稚園は知識を身につけるところであり、後日役に立つ教育、つまりここでも就学前教育としての重要性を語っている。

②行政指導による東京女子師範学校附属幼稚園設立

1876（明治9）年11月に東京女子師範学校附属幼稚園が設立された。それは強力な行政指導によって成されたことであり、以降日本の幼稚園教育に大きな影響を与えていく。

『日本幼稚園設立史の研究』の中で湯川嘉津美が「1876年という非常に早い時期での幼稚園設立には行政サイドにおける強い指導力が不可欠で」東京女子師範学校附属幼稚園の創設に対し「文部大輔田中不二麿の果たした役割は多大であり、附属幼稚園は田中の尽力によって創設されたといっても過言ではない」と、次の文を引用しながら述べている⁶⁾。

八年女子師範学校を創立するや、翌年其附属として幼穉園を該校内に開設せり。元来海外各国に於いては私設を主とし、殊に米国の如きは富豪の徒之が為に資を投じて、規模の完備なるもの甚だ多く、予は其実況を視察して、頗る有益なるを認めたり。然るに当時幼児の教育は有害無効なりとの反対説ありしが、予は積極論者として、一は幼穉園の模範を公示し、一は教育の発展を企図し、又女子師範学校生徒の実験に資せんと欲して、遂にそ

の開設を断行し、而して彼の幼稚園の誕生国たる独逸人にして、当時すでに松野綱氏夫人となりシクララ子を主任教師に任ぜり。

欧米では幼稚園は私設のものが多かったが、その実態を視察して大変有益であると認めたので、反対を追って開設を断行したと述べている。開設にむけて、官の施設として断固進めていった様子がかがえる。

このように我国では民間ではなく、文部省の指導による日本初の官立の幼稚園が中心となって幼児教育を推進していく。その点について倉橋惣三も次のように述べている。

殊に、明治九年といへば、幼稚園といふ名稱が初めてフレーベルによって命名せられた年から僅に三十六年の後であり、フレーベルが世を去った年から二十四年を経ているに過ぎない。フレーベルの幼稚園が濁逸以外に傳へられたのはその歿後のことである。フレーベル自ら往いてその幼稚園を開かうと考へたことのある亜米利加でさへも、歿後八年にして初めて有志家によって私立幼稚園が創設せられたのである。その後十六年にして、我が國に官立幼稚園が創設せられたことは、當時の世界關係に於て、甚だ進歩的な着眼であつたといはなければならない⁷⁾。

明治維新以降、我が國が力を入れてきた教育の基礎ともなる幼稚園教育の必要性が早い時期に認められ官立として具体化したことを高く評価している。

以降、幼稚園はこの東京女子師範学校附属幼稚園をモデルにしながら全国に開設される。1882（明治15）年には7園に、1892（明治25）年には177園に、1917（大正5）年には全国で665園にのぼる。さらに、1930（昭和5）年には1509園への増加が見られ、急速に普及したことを示している。

ドイツの保母養成学校を出た松野クララを主任教師として配属し、フレーベルの教育理論に沿った教育を進めた。松野クララは日本語が出来ず通訳が必要であったが、フレーベルの教育

理論に基いた幼稚園教育が実際に展開できる保母が中核に居たことは、東京女子師範学校附属幼稚園の教育実践に大きな影響を与えた。

③恩物中心の幼稚園教育

保育実践の指針としての保育内容は、1887（明治10）年7月幼稚園規則が制定され、その保育科目は、

第1 物品科

第2 美麗科

第3 知識科

の三つとされた。

この3科目に、以下の25の子目が含まれる内容となっている。

五彩球ノ遊び・鎖ノ連接・木箸ノ置キ方・剪紙貼付・石盤図画・木箸細工・紙片ノ組ミ方・唱歌・遊戯・三形物ノ理解・形体ノ積ミ方・環ノ置キ方・針画・織紙・粘土細工・計數・説話・貝ノ遊び・形体ノ置キ方・剪紙・縫画・畳紙・木片ノ組ミ方・博物理解・体操

その後1881（明治14）年には保育科目は返上され、1884（明治17）年にも保育科目は改正されている。

このように当時の幼児教育は、実質的にはフレーベルの恩物に依存して保育が展開されていたことが解る。『日本幼稚園史』の中でも次のように述べられている。

後世からおもふ時、我が國幼稚園は、フレーベル自身が渡來して親しく保育をはじめたるが如くに思はるるほど、萬事フレーベル主義で始つて居るのである。故にフレーベルその人が「最も高度を占むるもの」とあつかつて居たのであるから、開園當時の幼稚園保育が恩物に終始したことは當然のなりゆきと言ふことを謂ひ得るであらう⁸⁾。

「恩物」については羽場俊秀が次のように解説している。

ドイツの教育家、フレーベルが1837年に幼児向けに考案した教具あるいは遊具で、彼はこれをガーベ Gabe（賜物の意

味)と呼んでいる。すなわち、この言葉には、幼児の中に秘められている創造的な神秘的な働きを導くために、神が幼児に賜ったという意味が含まれている。恩物は球、円筒、立方体、積木など20種類からできている。うちわけは、第1恩物は球(ボール)、第2恩物は3体(球、円球、立方体)、第3、4、5恩物は積木で、以下第20恩物まではフレーベルの門下生が序列をつけており、フレーベルが考案したものは、狭義の恩物のうち6種類である。

それらは単純な形ではあるが、その中において事物の系統的な認識を得られるように工夫されており、それらの恩物を組みあわせることによって、子どもたちに言語、数などの概念を把握させることがねらいとなっていた。

たとえば、第1恩物は6色の毛糸からできているボールである。それぞれ、ボールにはひもを付けることができるようになっていて、大きさやひもの長さは、子どもの年齢や遊び方に応じて変えることができ、遊び方も年齢に応じて工夫できるようになっている。第2恩物は木製の球と円柱と立方体からなり、物体の形を覚えるのに役立つように工夫されている。また、第3恩物は一個の立方体を八個の同形同大の立方体に分割したもので、この恩物を通して、子どもは全体と部分に対する認識を得ることができる⁹⁾。

以上のように恩物を使用する目的は、事物の系統的な認識や言語・数などの概念を把握させることであった。

東京女子師範学校附属幼稚園では、湯川嘉津美が「ドイツより一通り取り寄せ」「模造させた」と述べている。そして「糸製の毬よりゴム製」を使用し、色彩学習だけでなく戸外でのまり遊びにも利用したとされる¹⁰⁾。模倣教具に頼らないで新しい工夫をしていることがわかる。しかし恩物中心であることにはかわりはなく、全

国に広がった幼稚園では形散的に手作業のみが中心となり、それがフレーベルの教育理論批判にも繋がっていく。後日東京女子師範学校の教授であり附属幼稚園長も歴任する倉橋惣三らが新しい日本の幼児教育理論を模索することにもなる。

3. 幼稚園規則改定1880(明治13)年と保育と教育の分離

①保育科目「読み方」「書き方」の追加

東京女子師範学校附属幼稚園はドイツ人の松野クララの指導により、フレーベルの保育理論に基づいて展開された。1日の保育時間4時間の半分を戸外活動に充てたが、その保育内容は、1880(明治13)年7月の幼稚園規則改正の頃から変化が生じてくる。つまり保育科目に「読み方」「書き方」が加わり、幼稚園が小学校の予備教育機関的な存在となっていくのである。

改正された幼稚園規則は下記のとおりである。

幼稚園規則(1881年7月)

- 第一条 当校附属幼稚園ハ本科生ヲシテ幼稚園保育法ヲ実場ニ練習セシメ兼テ幼稚園ノ模範ヲ示スカ為メニ設置スル所ナリ
- 第二条 幼児ハ男女年齢大約三年以上六年以下トス
- 第三条 幼児ハ保育料一ヶ月金三十拾銭ヲ納ムヘシ但一家二人以上入園スル者ハ一人ノ外別ニ保育料ヲ納ムルヲ要セス
- 第四条 幼児ヲ四組ニ分チ其最下ヲ四ノ組トシ最上ヲ一ノ組トス
- 第五条 学年ノ終始及休業定日ハ本校ニ同シ
- 第六条 保育時間ハ一課ニ付三十分トシ修身話、庶物話、唱歌、遊嬉、体操ハ各二十分間トス
- 第七条 毎日保育時間ノ総数ハ一ノ組二ノ組三ノ組ハ三時五十分間四ノ組ハ三時間トシ土曜日ハ毎組二時三十分間トス
- 第八条 保育諸課各週ノ度数左表ノ如シ

この規制改正のなかで3点の問題がある。

第1点は、保育課目に「読ミ方」「書キ方」が加わった点である。文字通り「読み、書き、そろばん」が揃い、幼稚園の保育内容が教育に傾斜したことを示している。

第2点は、第6条により保育時間が修身話、庶物話、唱歌、遊嬉、体操は各20分間で、読ミ方・書キ方・数へ方等は30分となる。戸外活動中心の保育が変化し教育色を強めることとなった。

第3点は「読ミ方」「書キ方」は一ノ組と二ノ組で行われた。一ノ組は「読ミ方」が週4回・「書キ方」が週2回、二ノ組は「読ミ方」が週2回・「書キ方」が週1回としている。年齢3歳以上6歳以下であるから、年齢が上がるにつれて教育的課目・時間を増やしている。

東京女子師範学校附属幼稚園監事であった小泉信八は当時の様子を次のように述べていることがわかる。

多くの父兄から幼稚園は何も教へて貰はぬといふ不平がありました。片仮名だけ教へようといふ、その為に級をふやし、小学校と幼稚園との間につなげる級をつくるがいゝと考へて、級をふやし一番上の級で紙をたゝむとか折るとかを加へ小学校の下の級と、幼稚園の上とが同じになり、幼稚園を出ると小学校の二年にはいれるといふことでした。がこのつなぎの組は意味をなしたと思ひます¹¹⁾。

つまり、一ノ組は小学校の下の級と重なり、幼稚園が小学校への「就学ノ階梯」としての設立当時からの役割を果たしたといえる。そして父兄からの要望があったという意味では、幼稚園に期待した利用者側の利害とも一致したわけである。

その後、本来の幼稚園の活動に戻そうと、1891(明治24)年には、「読ミ方」「書キ方」は削られたが、この教育的性格は持ち続けたまま展開されていく。そしてこの期に設立された各地の幼稚園にも大きな影響を与えたのである。

②簡易幼稚園の設置

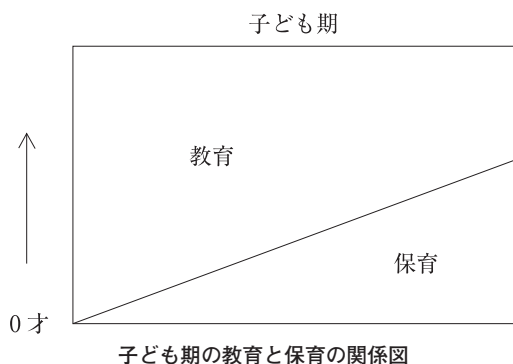
義務教育の徹底が一義であったこの期に、幼稚園の拡大は財政的に困難であり、一般の子どもの利用は広まっていかなかった。文部省は1884(明治17)年2月に、学齡未滿児の小学校入学を禁じ幼稚園での保育を奨励した。また1892(明治25)年に、文部省は東京女子師範学校附属幼稚園に分室を置き簡易幼稚園のモデルとし、各市町村に奨励した。分室の設立趣旨には「東京市民中生計上寧ろ下級ニ近キモノ、児女ヲ保育シ」と、東京に住む貧しい人たちを対象とした。そして「現今ノ附属幼稚園ハ中等市民ノ児女相集ル処ニシテ¹²⁾」とも述べ、東京女子師範学校附属幼稚園は中・上流階層が集まり、簡易幼稚園は経済的に恵まれない層が対象であると簡易幼稚園の性格を明確にした。

しかし貧民や労働者の子弟を保育することを目的としたこの簡易幼稚園は、実際には設置されることがなかった。そして1899(明治32)年6月の「幼稚園保育及設備規程」で、いわゆる「普通幼稚園」を幼稚園として制度化していく。

東京女子師範学校附属幼稚園分室の設立趣旨にも、幼稚園在籍者が「中等市民ノ児女」であると記されているとおり、中・上流階層の子弟が対象となっていた。湯川嘉津美も「1890年頃から幼稚園は都市部を中心に官吏や商業者の支持を得て徐々に普及していくが、公立幼稚園でも小学校の授業料の数倍の保育料を徴収する状況は、入園者の裕福層に限定することになった¹³⁾」と述べている。1900年以降、私立幼稚園が増加しており、公立幼稚園より高い保育料を徴収していたので、その傾向はさらに強まっていった。

以上のように欧米での幼稚園教育は、保護・育成する保育と教育の両面を有していたが、日本での幼稚園は教育を中心に発展してきたといえる。現在、幼稚園と保育園(所)の統合保育や幼保一元化の試みがなされはじめたが、今なお当時の課題をかかえ続けているといえる。

論文執筆者が作成した次の図のように、子どもが成人として自立していく時、幼ければ幼い程成人の保護を必要とし、保育と教育は三角形



と逆三角形の関係になる。子どもが保育を必要としなくなる時期は社会的自立が近づいた時でもある。

日本では幼稚園教育を教育中心と考え、小学校教育の「階梯」と位置づけていた背景には、保護・育成する保育の部分は家庭ととらえていたからである。そのため保育に欠ける子は保育園（所）に行くという考えが定着していく。このような考えの後押しをしたのが、幼稚園に行く層が中・上流階層であったということである。

4. 「幼稚園令」(1926年) 公布と保育項目「観察」

1926(大正15)年4月22日に勅令第74号として公布された幼稚園令は、小学校から自立した単独での幼稚園令として画期的であった。内容は次のとおりである。

幼稚園令

第一條 幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

第二條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得
市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ幼稚園ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得

第三條 私人ハ本令ニ依リ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得

第四條 幼稚園ハ小學校ニ附設スルコトヲ得

第五條 幼稚園ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼児トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未満ノ幼児ヲ入園セシムコトヲ得

第七條 幼稚園ニハ園長及相當員數ノ保姆ヲ置クヘシ

第八條 園長ハ園務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス
園長ノ資格ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 保姆ハ幼児ノ保育ヲ掌ル
保姆ハ女子ニシテ保姆免許狀ヲ有スル者タルヘシ

第十條 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ保姆免許狀ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代用スルコトヲ得

第十一條 保姆免許狀ハ地方長官ニ於テ保姆檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス

保姆檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ

保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二條 幼稚園ノ職員ニ關シテハ小學校令第四十四條乃至第五十條ノ規定ヲ準用ス

第十三條 幼稚園ノ設置廢止、保育項目及其ノ程度、編制並設備ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 幼稚園ニ於テ保育料入園料等ヲ徴収セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ額ヲ定ムヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

「幼稚園令」発布の意味は次の3点である。

第1は、ここでも第1條で明確に「家庭教育ヲ補フ」とあり、あくまで家庭教育の補完であることを記してその性格を踏襲したことである。集团的幼児教育ではなく幼児は家庭で教育する必要があるという考えは、戦前の一貫した考え方である。ここに母親教育の重要性が述べられる背景がある。

第2は観察が保育項目として加わったことである。そして、同月22日に文部省令第17号として「幼稚園令施行規則」が出された。その中で、「第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、観察、談話、手技等トス」とあり、保育項目に新たに「観察」が入ったのである。

「観察」という新たに加えられた項目は、実物に即した体験を重視する保育実践の実態から実現し、幼児教育の指針として確立させようとしたものである。しかし実践家の中には戸惑いも少なくなく、和田實、倉橋惣三等が雑誌や講演を通して解説をする等努力がなされた。

「学制」が公布され、高等教育を中心に科学教育に力が入れたが、幼稚園教育においてもその片鱗を見ることができる。

1877（明治10）年6月27日の東京女子師範学校付属幼稚園規則には、体育科目の中に博物理解が入っている。恩物中心の中で、「第一ノ組」は、次のようなカリキュラムで「博物」が組まれている。月曜日に30分間、「修身等ノ話」と共に組まれている。

前に表した1881（明治14）年7月改正の「幼稚園規則」では、「博物理解」が「庶物1話」に改められ、「保育諸課各週1度数」として次のように示されている。

保育時間は「各二十分間トス」とあり、「一ノ組」から「四ノ組」まで、週に3回、各20分間組まれていたことになる。改正により充実し、「読ミ方」「書キ方」に加え「庶物ノ話」と「修身ノ話」等、恩物以外の日本の幼児教育の独自性の表われといえる。同時に「庶物ノ話」が増えた背景には科学教育強化への行政側の配慮があったと推測できる。

これらの過去の幼児教育における科学教育に対して倉橋惣三は、次のように批判的に述べて

いる。

此の保育項目のことに關して観察といふもの、新たに加へ、擧げられてゐるのも注意すべきことです。但し、此の観察ということは、幼稚園教育法の歴史上にはいろいろの誤りもあつたことで、此の名のもとに、妙に理科教授的なことを爲し行つたりした時代もあつたのです。我國でも庶物教授といつた風の古い時代もあつたのです。之れは、大に注意しなければならぬことで、幼児教育に於ける観察とは如何なる本質のものたるべきか、それを如何にして誤りなく實行すべきか、に於て、細心の研究を要することです¹⁴⁾。

理科的でも庶物的でもなく、幼児教育における独自の「観察」とは何かについて研究すべきであるとしている。

同様に和田實も論文「保育事項としての『観察』に就いて」のなかで「観察」事項が生まれるまでの経緯を述べながら、具体的にそれを示している。

現日本幼稚園協會の前身なるフレーベル會が明治四十一年の大會に於て保育事項の改正を文部省に建議してより茲に拾有九年（約二十年）爾來、日本幼稚園協會の絶えざる努力の結果に因つて今回遂に観察は保育事項として加へられた。此絶えざる努力の二十年間保育者の多くは「観察」と云ふ保育事項に就いて相當研究し且實施して居つた筈である。今回の改正に當り文部省の調査した所であると云ふのを漏れ承つて見ても相當に全国各地の幼稚園では、夫々案を設けて「観察」を保育事項として行つて居つた様である¹⁵⁾。

東京女子師範学校付属幼稚園の保母団体の會として出発したフレーベル會が、全国の保育者団体として設立された。その會の1908（明治41）年の大會で保育項目の改正に建議していたことを述べている。會はその後日本幼稚園協會に名称変更しているが、その努力により「観察」が保育項目に加えられたとしている。行政

指導で出発した幼稚園設立が、教育現場の要請を受け入れて幼稚園に結実していくのである。改正については、文部省が各地の幼稚園現場を調査したことにもふれている。

和田實はまた、観察項目の内容について次のように示した。

観察は保育事項の一としては遊戯の一種類と見做す可きである。子供は見物することが好きである。いぢくることが好きである。耳を傾けて物音に傾聴する。珍しいものは、大き眼で眺め、可愛い手でいぢくり廻はし、叩いて見たり、打つて見たり、果ては口に入れて嚙んでも見れば嘗めても見る。気に入れば飾つて眺めたり大事にするとして箱にしまつたりする。是れが幼児の新奇な経験に対する態度である。研究態度と云はうか、観察態度と云はうか、実験態度と云はうか、兎に角、幼児は斯る経験を反復することによって新たな知識を得、豊富な経験を蓄積して行くのである。此蓄積した、新智識経験は入つては内観作用に必要な觀念となり出で、は手工其他の發表的遊戯の材料となるのである。従來の幼稚園は此必要な收得的な經驗的な遊戯を無視して單に發表させるとばかり考へて居つた。入れることなしに出させることは手品師の外は出来ることではない。收得的遊戯を放任して措いて發表的遊戯のみをさせようとした所で、結果の甘く行く筈がない。是が新保育事項の添加された所以であらう。文部省は果して如何なる意義を持たして居るのか判らないが恐らく吾人の考へて居る所と大差はあるまいと思ふ¹⁶⁾。

科学的知識を教えるのではなく、遊びのなかで子ども自身に発見させ、五感で感じとらせればよいとしている。そしてこの考えは文部省の考えと大差ないだろうとも述べている。和田實も倉橋惣三も、フレーベル会会員であり東京女子師範学校の教授や付属幼稚園長等の職籍を有している点からも文部省に近い人物であり、納得できる。「観察」項目が入ることによる幼稚

園現場への手立てとして、講演活動や執筆活動を行ったこと等でも明らかである。

さらに和田實が同論文の中で教材を示しているが、次の点が注目される。

「(一)實物及標本、(二)玩具 (三)工場及作業の實際 (四)繪畫 (五)天體 (六)街上一覽 (七)自分の家他の家 (八)實驗」と分類しており、その繪畫の項をみると『キンダーブック』の必要性が確認できる。

繪 畫

植物畫帖、春の風景畫、風俗畫、虫類畫帖、鳥類畫帖、蝶類畫帖、略畫帖、桃太郎畫帖、手技圖譜、武者繪圖、魚類畫帖、工人作業圖、蔬菜畫帖、風景畫帖、水産畫帖、歴史掛圖、地理掛圖、物産圖譜、交通圖、狩獵圖、兵士操練圖、女禮式畫帖、萬國々旗圖、時事畫報

繪畫に表現された子どもの周辺の「モノ」と「コト」が示されている。それは下記のような倉橋惣三の理科的教養・人や事柄の観察が必要だという観察の内容にも関わり、『キンダーブック』創刊の必然性が生じていたと考えられる。

「我が國の教育意見中に、日本人は理科教育を主にしなければならぬ。科學文化の現代に於ては概念や言葉の勝れた日本人は時代に適應してゆくに困ると、これは強い思潮であります。子供に對して何時からこれを行ふかは問題であります。理科教授でなく理科的教養といふ意味では幼児に於てもなし得るのであります。」

「従來の教育は學校の中に閉ぢ込められて、活きた實際活動に觸れずにあります。もつと學校は社會事實に入れるべきだといふのです。従つて人事といふ方の意味での觀察の立場になります¹⁷⁾。

第3は、「……手技等トス」と「等」が入った点である。

これについて1926(大正15)年4月22日「幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨施行上ノ注意事項」として文部省訓令第9号が出されている。そこでは文部大臣岡田良平の名で「右ノ外幼稚園ノ幼兒數、保姆一人ノ保育スル幼兒數

等ハ略々従前ノ規定ニ従ヘリ唯保育項目ハ遊戯、唱歌談話、手技ノ外観察ヲ加ヘテ自然及人事ニ屬スル観察ヲナサシムルコトトシ尚從來ノ如ク其ノ項目ヲ限定セス當事者ヲシテ學術ノ進歩實際ノ經驗ニ應シテ適宜工夫セシムルノ餘地ヲ存シタリ地方長官ハ宜シク前記ノ趣旨ヲ禮シ幼稚園保育ニ従事スル者ヲ督勵シテ一層其ノ實績ヲ擧ケシムルコトヲ期セラルヘシ」と記している。保育者の裁量で適宜工夫し展開できる余地を残したのであった。

これらの点について当時の研究者・実践家たちの評価は高く、保育者としての自信と共に教育研究の重要性も再確認された。そして保育者たちが現場で「観察」項目を実践する際の、具体的教材を必要とした一つの理由となったのである。

5. おわりに

フレーベル館から「観察絵本」と称して『キンダーブック』が刊行された背景には、上記のような日本の幼稚園教育確立に向けての動きの中で生み出されたことが明かになった。その後フレーベル館が、フレーベル会玩具研究部と結びつき創刊号を刊行する問題に関しては、2003年に発表しており¹⁸⁾、本論文と併せて日本の幼稚園教育史の中で『キンダーブック』が重要な役割を担っていたことが確認された。

脚注

- 1) 『解説教育六法』2003年 三省堂 p. 1104
- 2) p. 11
- 3) 文部省布達125号
- 4) 『京都小学五十年誌』1918年 京都市役所編刊 p.p. 228-229
- 5) p. 212
- 6) 『開国五十年史』上巻 1907年開国五十年史発行所 p.p. 733-734
- 7) 『日本幼稚園史』1930年5月 東洋図書 p. 1
- 8) p. 111
- 9) 『改訂新版・現代幼児教育小事典』1991年5月、風媒社、p.p. 30-31
- 10) p. 216
- 11) p.p. 13-14
- 12) p. 23
- 13) p. 335
- 14) 「幼稚園令の実際的問題」『幼児の教育』第26巻第7・8号、1926年1月・p. 67
- 15) 『幼児の教育』第26巻第9号・1926年 9月・p.p. 22-23
- 16) 同上・p. 24
- 17) 「観察に就いて」『幼児の教育』第26巻11号・1926年11月・p.p. 4-5
- 18) 「月刊保育絵雑誌の直接販売体制の成立に関する一考察—戦前の『キンダーブック』を中心に—」2003. 3 『子どもと文化学研究』p.p. 53-66